生活のなかの

田辺 田辺支部役員、 (10/9)

れた。

新宮

10

9

同対審」答申50年を

藤本委 年の

題解決に向けて地域との

もと、田辺市役所でおこな 史・県連委員長、 書記長、事務局参加の 宮本修 藤 本哲

対策、福祉、教育、 できるだけ早い時期に計画 されている課題について、 を市にせまった。市は、残 員体制の充実、予測される の課題をあげた。とくに、 別要求がだされ、 支部要求と2町内からの個 大地震による津波への対策 生活困窮者自立支援法 具体的な内容や隣保館職 交渉は、5項目にわたる 産業就労 防災等



長に要望書を手渡した。 請行動をおこない、 員長から真砂充敏・田辺市 「同対審」 答 申 50

います。 なできごとなどが記され

1

ネスコ記憶遺産選考

します。 かかわる項を抜粋し、 本紙では、 水平社創立に 連載

E

ます。

全国水平社創立の中

阪本清一郎備忘録』があり

平社創立宣言と関係資料 委員会に提出した「全国水

ひとつに 「Note

Book ·

浦忘録(1)

うけ、

います。

一方、

名付けたことでも知られ

社建立の経過、水平社創立 泊まったときのこと、燕神 知ったこと、父親と旅館に 平社」という名称も阪本が とき「穢多」という言葉を ています。また、小学生の る計算式などが多数記され 本は、膠工場に研究室をも 心メンバーでもあり、「水 た。ノートには膠に関す 多くの実験に挑みま 化学者でもある阪 ジメラレタリスルのか。そ はどんな事か、 迄でもなく、 れ八自分等の先祖は穢多で 者丈けがキラワレタリ、井 母に質した。穢多と云ふ事 先生さへも差別の目を以て 間もない時であった。一般 れたと云ふことは、 を覚へ、自分は穢多に生ま あったからだ。 いた。学校から帰ると常に 八才の小学校入学してから (外村) の上級生からは云ふ 私は初めて穢多と云う語 信頼している 皆因縁事だ。 なぜ私等の 丁度七、

よって生じたさまざまな課 部落差別の撤廃と差別に かえ「行政の責務」として 的に着手していきたいと回 いをもとにとりくんでい 連 くことを強く訴えた。 具体的なとりくみを明らか 徹底した周知を訴えた。 にするとともに、市民 に関する条例」が施行され、 はじめあらゆる差別の撤廃 伊都振興局 また「新宮市部落差別を 橋本・伏原・名古曽・ 10/19

なわれた。はじめに県連よ 昭局長からあいさつがあ り藤井静雄・紀北ブロッ 書記局2人、振興局から27 県連より宮本修作・書記長、 人が参加のもと交渉がおこ た。 東・中飯降支部より21人、 伊都振興局より古田雅

答申50年の意義をふまえ 同和問題解決は行政の責 基本要求では、「同対審」

ら、そんな事はなくなるの なかった。 ことであるのか、 きかされた。 であると、常二涙ながらに 勉強さへしてエラクなった ても直ぐ この因縁と云ふ事はとんな 勉強しようとし 小供の私には、 全々解せ

(次号につづく)

ク

とであって、

人権擁護機関

回復等の措置をとらせるこ

行為の停止、

排除、

被害の

自発的な意思によって侵害

摘があった。

が必要である。



なった「産業・就労」「教 に話し合った。 会社や橋本市の体育館での していくのか。また「人権 差別事件の経過などを中心 み、さらには、Y住宅販売 の課題解決に向けたとりく 育」「福祉」「住環境」など 課題現況調査」で明らかに どのような施策を推進 であるという認識にた

たうえで話し合いを」と指 的背景をしっかりと認識し である。このような、 やられて居住しているから 務であるのも、被害を受け いる。地震や洪水対策が急 べてに部落差別が存在して かでの大きな決断の場面 やすい上地に部落民が追 結婚、居住という人生のな 宮本書記長より 「就 歴史 職 す

がって、このような方法に

がとれるのではない。した 侵害行為を停止させる措置 が直接その権限によって、

よらざるをえない現状では

権啓発に努める」と回答が 要求や地域情報の収集をお 共有をはかり、支部からの となるよう施策の周知や人 はじめ関係組織との認識 振興局側からは「市町を 実効あるとりくみ 0)

具体的方策

の必要な立法措置を講じ、 を明らかにすること。 司法的に救済する道を拡大 たい社会悪であること

関する事項等、 は人権擁護機関の位置、 を促進するため、 研究考慮し、 (:三) 人権擁護機関の活動 構成、 人権擁護委員に 新た機構の再 国家として 根本的に 組

制、差別から保護するため ず把握し、差別がゆるしが (ii) 差別に対する法的規 (二) 差別事件の実態をま

づけること。 保、保障すること。

ための十分な予算を確 (次号につづく)

(9)

同 和 対策

\$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$

人権擁護活動の積極性 編成をなすこと。

人権擁護機関による擁護 人権を侵害したも 人権尊重につい 侵害者自身の ならない。 ても、次の対策を急がねば しかし、現在の機関とし

のに対し、 活動は、

て啓発して、

をはかり、重点的な配置 を行なうこと。 担当職員の大幅な増加

重点的に行なうこと。 うにし、またその配置を わしい者が選出されるよ し、真にその職務にふさ 委員委嘱制度を改正

知せしめる措置をとるこ 接触をはかりその結果を これらを通じて地区との かつ実態調査につとめ、 担当職員および委員に周 人権相談を活発にし、

別意識を根絶するための啓 とくに担当者及び委員に差

蒙活動について自覚と熱意

すること。 研修、講習の強化に努力 事件の正しい解決につい 題についての認識と差別 ての熱意を養成するため その他、つねに同和問

行ない、不断にこれをつ する啓発啓蒙をあわせて は、地区周辺の住民に対 事件の調査にあたって 以上の諸施策を行なう

すること。